

六甲山ブランディング事業委託業務仕様書

1 業務の名称

六甲山ブランディング事業委託業務

2 事業目的

本市では、六甲山の活性化に取り組むため、地元関係者、事業者、経済界、学識経験者、国・県・市で構成される「六甲山再生委員会」を立ち上げ、六甲山の目指すべき方向性及びそれを実現するための方策について協議を進めており、「六甲山グランドデザイン」（「資料①」参照）を2019年（平成31年）3月末に策定予定である。

2018年度（平成30年度）に実施したマーケティング調査（「資料②」参照）において、非来訪者にアンケート調査を行い、兵庫県・大阪府在住の方に「六甲山・摩耶山のイメージ」を尋ねたところ、「綺麗な景色を見られる場所（夜景を含む）」との回答が最も多く、次いで「美しい自然に触れられる場所」、「登山を楽しむことができる場所」が多いが、3割の方が「特にイメージがわからない」と回答している。また、関西国際空港及び京都駅で欧米豪の外国人を対象に調査した結果、神戸の認知度は8割と高いが、六甲山の認知度は1割と非常に低くなっている。

現在、六甲山に関わる事業者（民間事業者、行政等）は多種多様であり、各々が独自の集客プロモーションを実施しているため、この貴重な資源を効果的に活用できていないのが現状である。

そこで、六甲山の認知度向上を実現するため、六甲山グランドデザイン及び六甲山グランドデザインを構成する4つのゾーンのビジョンを明確化することで六甲山のブランディングを実施し、ブランドの認識を共有し、一体感を持った集客施策やイベントの実施に加え、効果的な国内外への情報発信を行うことで国内外からの観光誘客を図る。また、関係者が一貫したプロモーションを継続的に実施することで、六甲山のブランディングを定着させる。また、市街地から山上までのアクセスが分かりにくい課題を解決するため、統一デザインによる誘導を行う。

以上を目的とした六甲山ブランディング事業の業務委託先の公募を行う。

3 契約期間

契約締結日から2020年（平成32年）3月31日まで

4 予定価格

金5,000,000円（消費税及び地方消費税含む）

5 委託業務の内容

以下の（1）～（3）の業務を行うにあたり、下記①から③に注意すること。

- ① 地域や民間企業、観光事業者等と連携を図り、業務内容を実現すること。
- ② 2019（平成31）年度に本市が実施する事業の中で、本事業と関連性がある事業について連携を図ること。
- ③ 詳細な内容については、本市と協議して決定すること。

(1) ブランド「六甲山」「Mt. ROKKO」のブランド・スローガン（キャッチコピー）、ブランド・ステートメント（ストーリー）の創造

六甲山ブランドデザインや六甲山ブランドデザインを構成する4つのゾーン（六甲山、摩耶山、布引、再度山）のイメージを視覚化し、効果的に魅力や価値を発信するために、2018年度（平成30年度）に実施した六甲山来訪者に関するアンケート調査結果等を基に、

- ① 六甲山全体のブランド・スローガン（キャッチコピー）、ブランド・ステートメント（ストーリー）及びブランドロゴ
- ② 六甲山ブランドデザインを構成する4つのゾーン（六甲山・摩耶山・布引・再度山）ビジョンを明確化するために、ゾーンごとに必要と考えられるブランド・スローガン（キャッチコピー）及びブランド・ステートメント（ストーリー）を創造する。

なお、ブランド名、ブランド・スローガン（キャッチコピー）、ブランド・ステートメント（ストーリー）等は下記の言語に対応することとし、これらを活用したイメージを言葉とビジュアルで提示すること。

<対応言語>

日本語、英語、繁体字、簡体字、韓国語

(2) 市街地から山上への公共交通機関の利用を想定した誘導のためのツール制作

六甲山・摩耶山への出発拠点となる鉄道駅からバス停までを統一したデザインで誘導することにより、初めて神戸に来られる方にも分かりやすい乗り換え案内を実現し、観光客の方の期待値を高めていくためのツールのデザインを制作すること。（案内言語は日英2ヶ国語表記とする。）

納品データは、Adobe Illustrator (.ai、.eps) 形式もしくは PhotoShop (.eps) 形式にて納品することとし、あわせて PDF 形式でも提出すること。

<掲示場所> ※掲載期間：2019（平成31）年12月まで

設置場所：JR三ノ宮駅中央口の南側通路（旧三宮ターミナルホテル1階北側壁面）

サイズ：幅4,200mm×高さ2,230mm

<掲示検討場所>

※駅構内の設置場所については交通事業者と協議中であるが、ツール制作としては、12箇所を想定。（予定価格には12箇所分までのデザイン費を含む）

JR三ノ宮・新神戸・灘・六甲道・摩耶駅、阪急六甲駅、摩耶ケーブル駅、六甲ケーブル下駅

(3) プロジェクト会議運営

上記のブランド・スローガン、ブランド・ステートメントを関係者間で共有し、創造したブランド・イメージの共有・浸透および活用を図るため、行政と六甲山関係者とのプロジェクト会議を、業務期間中に複数回程度開催・運営すること。（会議の資料作成も含む）

(4) 企画提案書に記載した独自提案の実施に加え、本書5（1）から（3）以外で本事業目的を達成する上で、受託者が効果的と思われる事業があれば別途提案すること。

(5) 報告書作成

2020年（平成32年）3月31日までに、上記（1）～（4）をまとめた報告書を作成し、提出すること。

A4版カラー印刷とし、紙媒体6部と電子媒体（CD-R/DVD-R）を1部提出すること。

電子データはMS-Word、MS-Excel、MS-PowerPoint、AdobePDFのいずれかとし、フォーマットはWindowsOSに対応したものとする。

6 業務期間

(1) 上記「5（1）～（2）」の業務について

契約締結日から2019年（平成31年）7月5日まで。

(2) 上記「5（3）～（5）」の業務について

契約締結日から2020年（平成32年）3月31日まで。

7 本市との調整

本業務の遂行にかかる関係者等の連絡、調整、打ち合わせ等を円滑に行うこと。

(1) 各種企画提案書、計画書、進捗状況報告の提出

① 本業務に係る進捗状況を毎月報告すること。

② 本業務を実施する中で、進捗状況の報告書の作成が必要なものについて、本市から依頼があれば速やかに対応すること。

③ 必要に応じて本市と協議を行い、業務を実施すること。

(2) 打ち合わせ

① 業務遂行にあたり、本市と月1回程度の定期的な打ち合わせを行うこと。

② 本市との打ち合わせ結果を記録にまとめ、速やかに本市に提出すること。

8 実施体制

(1) 委託業務の履行にかかる総括責任者を配置すること。なお、総括責任者は、業務に従事する者の指揮監督を行うとともに、業務の履行の管理及び本市との連絡等に当たるものとする。

(2) (1)は、契約締結日から2020年（平成32年）3月31日まで、原則として同じ担当者が本業務に携わること。

(3) 本市及び受託者は、委託契約が終了するまでの間、受託者が受託業務を遂行するにあたり、必要な事項について協議するため、会議または打ち合わせを適宜開催する。

(4) 受託者は、委託契約が終了するまでの間、委託業務の進捗状況や業務内容に問題が発生した場合、直ちに本市へ報告を行い、対応策等について協議の場を設けること。

9 第三者委託の禁止

本委託事業は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、事前に文書により本市と協議し、承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。

10 制作物に属する権利の帰属

- (1) 本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。
- (2) 履行により制作された成果物に係る受託者の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。以下同じ。）、所有権その他の権利（以下「著作権等」という。）は、全て本市に帰属、もしくは譲渡する。
- (3) 受託者は、本市の書面による事前の承諾なくして、成果物を目的外に利用し、また第三者に提供し、もしくは利用させてはならない。委託期間終了後、又は本委託業務に係る委託契約が解除された後においても同様とする。
- (4) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ本市に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担、責任は、全て受託者が負うこと。
- (5) 上記（1）から（4）の規定は、「9 第三者委託の禁止」により第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担、責任を負うこと。
- (6) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定する。

11 委託事項の遵守・守秘義務

- (1) 受託者は、本契約業務の実施にあたり、関係法令、条例、及び規則等を十分に遵守すること。
- (2) 受託者は、本契約の履行により知り得た業務委託の内容を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約の解除後及び期間満了後においても同様とする。

12 個人情報の保護

受託者は、本業務（再委託を含む。）を履行する上で、個人情報を扱う場合は、神戸市個人情報保護条例（平成 9 年 10 月 9 日条例第 40 号）を遵守しなければならない。

13 契約金の請求・支払時期

- (1) 受託者は、任意の様式による請求書により発注者に請求するものとする。
- (2) 本業務に係る委託料の支払いは、上記「6 業務期間」の（1）及び（2）それぞれの業務終了後、業務完了報告書及び各成果物、その他関係書類を提出し、発注者による完了検査（業務履行確認）後、受託者の請求により支払うものとする。

14 その他

- (1) 受託者において、本仕様書で定める事項に逸脱する行為が認められた場合は、発注者は業務の再実施又は業務の中止を受託者に命じることがある。
- (2) 災害等による影響等、やむを得ない事情により計画どおりに事業を実施することが困難な場合は、他の方法等により、受託者は予定する事業実施に向けて最大限の努力を行うものとする。

- (3) 受託者は、遂行中に不足の事故等が発生した場合は、直ちに発注者へ連絡するとともに、適切に対処しなければならない。なお、業務実施期間内に本業務の内容等の変更により委託内容及び委託料の変更が必要となったと認められるとき、その変更について、協議を求めることができるものとする。
- (4) 受託者は、本業務の実施にあたり、本仕様書に定めはないが業務実施上必要と認められる事項や不明瞭な事項、改善の必要性があると認められる事項にあつては必要に応じて、本市と協議するものとする。